製法
本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及びジエチレントリアミン五酢酸とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
本品は、無色澄明の液である。
確認試験
⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
⑵　純度試験により確認する。
pH
4.0～5.0
純度試験（放射化学的異物）
水／アセトン混液（１：１）を展開溶媒として、ろ紙クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、ジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム（^{99m}Tc）のスポット以外の放射能はろ紙上の総放射能の５％以下である。
なお、ジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム（^{99m}Tc）のスポットは、ジエチレントリアミン五酢酸の水酸化ナトリウム試液溶液（１→20）に塩酸を加えてpHを2.5に調整した溶液を同様に展開し、硫酸銅（Ⅱ）五水和物溶液（１→20）を噴射したときの呈色により確認する。
定量法
「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
13　ジメルカプトコハク酸テクネチウム（^{99m}Tc）注射液
本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをジメルカプトコハク酸テクネチウムの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110％を含む。
製法
本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及びジメルカプトコハク酸とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
本品は、無色澄明の液である。
確認試験
⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
⑵　純度試験により確認する。
pH
2.0～3.5
純度試験（放射化学的異物）
アセトンを展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、原点付近以外の放射能は、薄層上の総放射能の５％以下である。
なお、薄層板は酸化アルミニウムを用いて調製する。
定量法
「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
14　テクネチウムスズコロイド（^{99m}Tc）注射液
本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをテクネチウムスズコロイドの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110％を含む。
製法
本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
本品は、無色澄明の液である。
確認試験
⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
⑵　純度試験により確認する。
pH
2.5～3.5
純度試験（放射化学的異物）
２―ブタノンを展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、原点付近以外の放射能は薄層上の総放射能の１％以下である。
なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製する。
粒度試験
本品0.1mLを採り、孔径が0.2μm及び12μmのポリカーボネートフィルムフィルターでろ過するとき、12μmフィルターを通過して0.2μmフィルターに残留する放射能は全放射能の87％以上である。
定量法
「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
15　テクネチウム大凝集人血清アルブミン（^{99m}Tc）注射液
本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをテクネチウム大凝集人血清アルブミンの形で含む。
本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110％を含む。
製法
本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及び大凝集人血清アルブミン懸濁液とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
本品は、白色～淡黄色の懸濁液である。
確認試験
⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
⑵　純度試験により確認する。
pH
4.5～6.0
純度試験（放射化学的異物）
75vol％メタノールを展開溶媒として、ろ紙クロマトグラフィーにより約10cm展開して試験を行うとき、原点付近以外の放射能はろ紙上の総放射能の５％以下である。
粒度試験
本品を十分振とうし、粒子を均一に分散させ、４，５，６，７―テトラクロロ―２’，４’，５’，７’―テトラヨードフルオレセンナトリウム溶液（1→100）１～２滴を加えて染色した後、その一部を採取し顕微鏡下で粒子径を測定するとき、90％以上の粒子が10～60μmの範囲にあり、長径100μm以上の粒子を含まない。
定量法
「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
16　テクネチウム人血清アルブミン（^{99m}Tc）注射液
本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをテクネチウム人血清アルブミンの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110％を含む。